

適格消費者団体

認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道 御中

株式会社 ソプラティコ
代表取締役 大場 隆志



「申入書」への回答

平成30年8月2日付「申入書」のフィットネスクラブ・ソプラティコの「会則」「細則」「施設利用規則」「会費・各種届出等のご案内」につきまして、下記の通り変更することを検討しておりますことを回答いたします。尚、平成30年8月2日付で送付頂きました書類が何らかの手違いにより、封書を確認できず、現在に至りましたことにつきましてお詫び申し上げます。

記

<会則>

第25条 施設の廃止および利用制限

本クラブは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合や施設の改造、改装、整備等を行う場合又は、経営上必要があると認められた場合、本クラブは施設の全部又は一部について、廃止又は会員の利用を制限することができます。

あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

本施設の利用を制限する場合には、可能な範囲で他施設を利用できる措置を講じます。

尚、施設の一部の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、本クラブは会員に会費を返還しないものとします。また、(1)(2)(3)の事由による場合は、以下のとおりとします。

- (1) 月間15日営業日以上全館休館した場合は、当該月の会費はいただきません。
- (2) 月間8営業日以上14営業日以内全館休館し場合は、該当月の会費は50%をいただきます。
- (3) 月間7営業日以内の全館休館の場合は、所定の月会費をいただきます。

第27条 休館

上記は削除致します。